

「受動喫煙の防止等に関する条例」改正後の主な取組 (たばこ対策事業(平成30年度～令和2年度))

1 県民等への普及啓発

(1) 表示用ステッカーの作成・配布(令和1年度～)

受動喫煙の防止等に関する条例の改正に際して、施設管理者が講じた受動喫煙防止措置に応じた表示をしていただくため、「禁煙」、「喫煙区域」、「喫煙区域あり」、「喫煙可能」等の表示用ステッカー(4枚綴り)を90,000枚作成し、配布している。



(2) 条例改正を踏まえた各種広報啓発

ア 受動喫煙の防止等に関する条例についての普及パンフレットの作成(平成31年度)

施設管理者、県民に改正内容について、周知を図るとともに、受動喫煙の害についての普及を図るため、「大切なあなたをたばこの煙から守りたいから」を200,000部作成。未成年者や妊婦をはじめとする県民の受動喫煙の防止への取組の促進を図った。



イ 啓発ポスターの作成(令和1年度)

施設管理者や県民に向けて、条例内容の普及啓発を図るため一般県民が、利用する施設で目に留まりやすいアイキャッチなポスターを5,000枚作成し、条例遵守の促進を行った。



ウ 各団体・対象施設への広報（令和1年度）

規制対象となる学校、病院、官公庁などの各団体・施設（165団体、780施設）に対し、訪問等により周知を図るとともに、新聞、フリーペーパーなどの広報媒体を活用した幅広い啓発活動を行った。



阪急沿線広報誌 TOKK に掲載

エ 各種大規模チェーン店への協力依頼（令和1年度）

コンビニエンスストア、百貨店、遊技業等の多店舗展開する各種チェーン店に啓発チラシ等の店頭掲示を依頼した。

(3) その他普及啓発（平成24年度～）

県内のイベントや大会等の不特定多数の人が集まる場所を利用して、チラシの配布を行うなど繰り返し啓発を行い、県民が日常の中で受動喫煙対策について触れる機会を多く作ることで、「公共の場所では喫煙をしない」という県民意識の醸成を図る。

【実施回数・周知人数】

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実施回数	2,189回	1,501回	1,455回	132回	103回
周知人数	336,970人	334,486人	211,707人	16,300人	19,771人

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	累計
実施回数	116回	111回	138回	71回	5,816回
周知人数	17,321人	17,252人	23,266人	6,492人	983,565人

(4) 施設管理者等説明会の開催（平成24年度～平成31年度）

条例内容や分煙方法等の周知を図るため、施設管理者を含む県民を対象とした説明会を開催している。実施にあたっては、効果的に実施するため、各健康福祉事務所の所管地域の状況に応じて、労働基準監督署や商工会議所等職域関係団体などと連携している。また、条例の概要をまとめたチラシを作成し、説明会等で配布している。

【実施回数・参加者数】

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実施回数	62回	85回	117回	24回	23回
参加者数	3,217人	6,521人	10,310人	2,290人	1,555人

区 分	H29年度	H30年度	R1年度		累計
実施回数	24回	11回	21回		367回
参加者数	1,661人	835人	1,589人		27,978人

2 喫煙防止・禁煙支援等の推進

(1) 喫煙防止教育の実施（平成24年度～）

未成年者がたばこから自分の身を守ることができるよう、市町組合教育委員会と連携し、小・中学生及びその保護者等に対し、喫煙防止教室を開催している。



【実施回数・参加者数】

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実施回数	74回	79回	54回	46回	33回
参加者数	5,710人	7,013人	4,334人	2,831人	3,607人

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	累計
実施回数	38回	19回	19回	8回	370回
参加者数	3,134人	2,326人	1,602人	367人	30,974人

(2) 子ども向け喫煙防止リーフレットの作成・配付（平成24年度～）

喫煙は開始年齢が若いほど習慣化しやすく、がんの罹患率も高くなる。子どもにたばこの健康被害を啓発するため、喫煙防止リーフレット「たばこのこと知ってる？」を作成。平成27年度からは、県・市町教育委員会の協力を得て、県内小学5年生全員に配付している。



(3) 喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及（平成26年度～）

大学生の喫煙率は、学年を経る毎に上昇し、特に20歳を境に増加が著しくなる傾向があるため、喫煙を開始する前に健康影響に関する十分な知識が持てるよう、啓発用リーフレット「数字でみる たばこの害」を作成。平成28年度からは、県内の大学等と連携して、新入生等に配付している。



(4) 喫煙防止PR動画による啓発（令和1年度）

高校生等の若年世代に向け、喫煙が及ぼす健康影響について啓発する動画を作成し、インターネット動画サイトにおいて発信するとともに、PRチラシを作成し、県内高校の2年生全員に配布している。



(5) WHO世界禁煙デー及び禁煙週間の普及啓発（平成24年度～）

県庁舎等（多くの職員及び来所者の目に触れる場所）へのポスター掲示や、ちらしの配布、庁内放送等、様々な機会をとらえ、禁煙支援及び受動喫煙防止のための普及啓発を実施している。

〔時期〕 世界禁煙デー：5月31日
禁煙週間：5月31日～6月6日
禁煙の日：毎月22日



3 喫煙室設置等に対する支援（令和1年度～）

受動喫煙防止のための店舗内の禁煙化や喫煙室の設置などを行う資金調達の支援を行っている。

<制度の概要>

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で事業を営む者 ・ 中小企業者及び組合等
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内禁煙化 分煙設備（禁煙席と喫煙席を分割する壁や排気設備）の撤去費用 ・ 喫煙室設置 以下の要件を満たす喫煙室の設置費用 <ul style="list-style-type: none"> ① 壁・天井等で区画 ② 喫煙室入口への風速が0.2m毎秒以上 ③ たばこの煙を直接屋外へ排気 ④ 喫煙室入口に喫煙場所である旨、20歳未満の者及び妊婦は立入禁止の旨を表示 ・ 屋外喫煙場所 屋外喫煙場所の設置費用
融資条件	<p>【限度額】 1箇所1,000万円 ※喫煙室を複数設置する場合には、喫煙室1箇所あたり1,000万円を限度とする。</p> <p>【利率】 0.90%（固定比率）</p> <p>【期間】 7年以内（うち措置1年以内）</p> <p>【担保・保証人】 信用協会及び取扱金融機関の定めることによる（第3者保証人不要）</p> <p>【信用保証】 原則として保証を付ける</p>

4 相談指導体制の充実

（1）相談窓口の設置（平成24年度～）

本庁健康増進課に相談員を配置し、条例内容の普及啓発や県民等からの相談への対応、遵守されていない施設に関する県民からの通報に基づく訪問指導等を行っている。

なお、条例改正に伴う対象施設からの相談件数の増加に対応するため、平成31年度からは2名を配置している。

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
件数	4,639	5,129	894	278	257	243	318	1,596	1,239

（2）保健所設置市への権限委譲（令和1年～）

健康増進法の一部改正により、受動喫煙の防止等について、保健所設置市（神戸市、西宮市、尼崎市、明石市及び姫路市）が必要な指導及び助言等の業務を行うこととされたことを受け、条例に関する指導及び助言に関する事務等についても、保健所設置市へ権限を移譲し、法と一体的に業務を行うこととした。

(3) 小規模飲食店への周知啓発（令和1～2年度）

県内（保健所設置市を除く）の小規模飲食店に対して、条例についての周知啓発を行うとともに、遵守に向けた訪問指導等を行った。また、調査結果を踏まえ、あらためて周知案内の送付を行った。

区 分	R1年度	R2年度
対象地域	阪神地域 (阪神南・阪神北)	阪神地域以外
訪問件数	4,062件	7,935件

5 現状調査の実施

(1) 条例の規制対象施設への実態調査（令和2年度）

小・中・高、保育所、商業施設、飲食店などの条例の規制対象施設を対象に、受動喫煙条例の認知度や受動喫煙対策の遵守状況等に関する実態調査を実施した。

(2) 県民モニターへのアンケート調査（令和2年度）

県民モニターを対象に、喫煙状況や、受動喫煙条例の認知度、加熱式たばこへの意識などに関するアンケート調査を実施した。